

(1) 犬山市地域防災計画の修正について

I 犬山市地域防災計画修正の根拠

市地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、計画の作成、修正は市防災会議の所掌事務とされている。(災害対策基本法第 16 条)

また、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている。(災害対策基本法第 42 条)

II 愛知県の取り組みに係る修正事項

1 無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用

○携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態に備え、Aichi_Free_Wi-Fi の活用による災害時の情報伝達手段の確保に関する事項について、記載を追加する。(第3次あいち地震対策アクションプランの改訂(平成30年8月)に伴う修正)

<主な修正箇所>

■風水害等編	第3編 第13章	ライフライン施設等の応急対策	p 3
■地震編	第3編 第14章	ライフライン施設等の応急対策	

2 耐震対策の推進（重要文化財、ブロック塀等の付属物）

○重要文化財の耐震対策やブロック塀等の付属物の耐震対策の推進など、国の通知及び第3次あいち地震対策アクションプランの改訂(平成30年8月)に伴い、耐震対策の推進に係る記載を追加する。

<主な修正箇所>

■地震編	第2編 第2章	建築物等の安全化	p 4
------	---------	----------	-----

III 国の防災基本計画やガイドライン等の修正に伴う修正事項

1 避難勧告等に関するガイドラインの改定（警戒レベルの運用等）

○平成30年7月豪雨により多数の人的被害が発生したことに伴い、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定が行われた。当該ガイドラインの改定内容に基づき必要な修正及び、記載の追加をする。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第1編 第2章	基本理念及び重点を置くべき事項	p 5
■地震編	第2編 第7章	避難行動の促進対策	

IV 犬山市の取り組みに係る修正事項

1 情報伝達体制の整備

○平時から継続的な教育・訓練を実施することで、災害時に適宜的確な避難行動を判断できるよう、とるべき避難行動等の周知を図ることについて、記載の追加をする。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第2編 第9章 避難行動の促進対策	p 6
--------	-------------------	-----

2 被害状況等の収集・伝達

○災害情報の収集及び伝達について、職員等の巡視による二次被害防止のため、気象条件等を踏まえ、職員等の安全を最優先とする事項について、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第3編 第3章 災害情報の収集・伝達・広報	p 7
■地震編	第3編 第3章 災害情報の収集・伝達・広報	

3 避難所の開設

○災害時は必要に応じて指定避難所を一時滞在施設（滞在場所）として開設するが、ライフラインや通行道路の復旧が見込まれない場合は、指定している避難所でも原則として開設しない事項について、記載を追加する。

<主な修正箇所>

■風水害等編	第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	p 8
■地震編	第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	

V 主な修正の内容

II-1 無料公衆無線 LAN サービス（フリーWi-Fi）の活用

<主な修正箇所>	
■風水害等編	第3編 第13章 ライフライン施設等の応急対策
■地震編	第3編 第14章 ライフライン施設等の応急対策
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 22
■地震編	p 16

■風水害等編

第3編 第13章 ライフライン施設等の応急対策

現行（平成30年12月修正）	改正案
第5節 通信施設の応急措置	第5節 通信施設の応急措置
3 県、市及び防災関係機関における措置	3 県、市及び防災関係機関における措置
無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。	無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。
なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。	なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。
<u>(追加)</u>	<u>また、県においては携帯インフラが県内広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合は、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</u>

■地震編

第3編 第14章 ライフライン施設等の応急対策

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

Ⅱ－２ 耐震対策の推進（重要文化財、ブロック塀等の付属物）

<主な修正箇所>

■地震編 第2編 第2章 建築物等の安全化

<新旧対照表>

■地震編 p3、4

■地震編

第2編 第2章 建築物等の安全化

現行（平成30年12月修正）	改正案
<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。</p>	<p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、<u>ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで</u>、対象建築物の耐震性向上を図る。</p>
<p>第4節 文化財の保護</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第4節 文化財の保護</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>2 重要文化財の耐震対策</p> <p><u>平成30年8月9日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。</u></p> <p>(1) <u>耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</u></p> <p>(2) <u>対処方針の作成・提出</u></p> <p>(3) <u>耐震対策推進の周知徹底</u></p> <p>(4) <u>補助事業における耐震予備診断の必須</u></p> <p>(5) <u>耐震予備診断実施の徹底</u></p> <p>(6) <u>市の指導・助言</u></p>

Ⅲ－１ 避難勧告等に関するガイドラインの改定（警戒レベルの運用等）

<主な修正箇所>	
■風水害等編	第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項
■地震編	第2編 第7章 避難行動の促進対策
<新旧対照表>	
■風水害等編	p 1
■地震編	p 6

■風水害等編

第1編 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

現行（平成30年12月修正）	改正案
<p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告等の判断基準等の明確化</u>、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p><u>また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u></p>

■地震編

第2編 第7章 避難行動の促進対策

現行（平成30年12月修正）	改正案
<p>■ 基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。</u></p>

IV-1 情報伝達体制の整備

<主な修正箇所>

■風水害等編 第2編 第9章 避難行動の促進対策

<新旧対照表>

■風水害等編 p7

■風水害等編

第2編 第9章 避難行動の促進対策

現行（平成30年12月修正）	改正案
<p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>2 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等<u>に対して</u>気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p>	<p>第2節 重点を置くべき事項</p> <p>2 市における措置</p> <p>市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等<u>が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、</u>気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。</p> <p>また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>

IV-2 被害状況等の収集・伝達

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第3章 災害情報の収集・伝達・広報
- 地震編 第3編 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 18
- 地震編 p 11

■風水害等編

第3編 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

現行（平成30年12月修正）	改正案
第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達
(略) (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。 <u>(追加)</u>	(略) (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u>

■地震編

第3編 第3章 災害情報の収集・伝達・広報

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

IV-3 避難所の開設

<主な修正箇所>

- 風水害等編 第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
- 地震編 第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

<新旧対照表>

- 風水害等編 p 21
- 地震編 p 14

■風水害等編

第3編 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

現行（平成30年12月修正）	改正案
第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営
<p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(1) 避難所の開設</p> <p>市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u></p>

■地震編

第3編 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

※ 風水害等編と同様の修正を行う。

風水害等災害対策編

頁	現行（平成30年12月修正）	修正原案（令和2年2月修正予定）	備考								
	第1編 総則	第1編 総則									
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項									
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項									
4	<p>防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告等の判断基準等の明確化</u>、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p>	<p>防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p><u>また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</u></p>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。								
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱									
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱									
8	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海農政局</td> <td> <p>（略）</p> <p><u>(9) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	東海農政局	<p>（略）</p> <p><u>(9) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東海農政局</td> <td> <p>（略）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(削除)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	東海農政局	<p>（略）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	本省対応に変更されたことによる修正
機関名	内容										
東海農政局	<p>（略）</p> <p><u>(9) 応急用食料の供給支援に充てる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(12) 必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></p>										
機関名	内容										
東海農政局	<p>（略）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>(削除)</u></p>										

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考												
	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海総合通信局</td> <td>(略) (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。</td> </tr> </table>	(略)	(略)	東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海総合通信局</td> <td>(略) (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設、<u>放送施設等</u>の被害状況の調査を行う。</td> </tr> </table>	(略)	(略)	東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設、 <u>放送施設等</u> の被害状況の調査を行う。	表記の整理				
(略)	(略)														
東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。														
(略)	(略)														
東海総合通信局	(略) (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。 (3) 被災地区における電気通信施設、 <u>放送施設等</u> の被害状況の調査を行う。														
14	<p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県トラック協会</td> <td><u>(1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。</u> <u>(2) 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	一般社団法人愛知県トラック協会	<u>(1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。</u> <u>(2) 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。</u>	<p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人愛知県トラック協会</td> <td>災害応急活動のため<u>関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	一般社団法人愛知県トラック協会	災害応急活動のため <u>関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</u>	表記の整理
機関名	内容														
(略)	(略)														
一般社団法人愛知県トラック協会	<u>(1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。</u> <u>(2) 災害応急活動のため各機関からの車両借上げ要請に対し配車を実施する。</u>														
機関名	内容														
(略)	(略)														
一般社団法人愛知県トラック協会	災害応急活動のため <u>関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</u>														
第 2 編 災害予防		第 2 編 災害予防													
第 1 章 防災協働社会の形成推進		第 1 章 防災協働社会の形成推進													
第 3 節 企業防災の促進		第 3 節 企業防災の促進													
19	<p>1 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。 <u>また、</u>防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p>	<p>1 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用 企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、</u>各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める<u>とともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、</u>防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引</p>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正												

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	(略)	先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。	
	第 2 章 水害予防対策	第 2 章 水害予防対策	
	第 1 節 河川防災対策	第 1 節 河川防災対策	
22	1 中部地方整備局、県及び市における措置 (略) (6) 水災害連携の連絡会・協議会 (略) イ <u>水防協議会</u> 県は県管理河川を対象に、中部地方整備局は国管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。	1 中部地方整備局、県及び市における措置 (略) (6) 水災害連携の連絡会・協議会 (略) イ <u>大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）</u> <u>水防法第 15 条の 9 及び 10 に基づく大規模氾濫減災協議会として、県及び国は県管理河川、国管理河川等を対象に水防災協議会を設立し、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。</u>	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
27	2 水防管理者における措置 水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを、浸水被害軽減地区として指定することができる。 (略)	2 水防管理者における措置 水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効果があると認めるときには、 <u>河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。</u> (略)	
	第 3 節 浸水想定区域における対策	第 3 節 浸水想定区域における対策	
25	3 地下街等の所有者又は管理者における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。 (略) 4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置	3 地下街等の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</u> (略) 4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない、又は（3）のとおり努めなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>5 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</p> <p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p>	<p><u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し</u>、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の（1）、（2）をしなければならない、又は（3）のとおり努めなければならない。</p> <p>（略）</p> <p>5 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</p> <p><u>浸水想定区域内に位置し</u>、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。</p>	
	<p>第 5 節 農地防災対策</p>	<p>第 5 節 農地防災対策</p>	
26	<p>2 関連調整事項</p> <p>(1) <u>老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。</u></p> <p>また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える<u>恐れ</u>のあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p>2 関連調整事項</p> <p>(1) <u>ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。</u></p> <p>また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える<u>おそれ</u>のあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	H30 年 7 月豪雨でため池決壊被害を受けての表記の整理
	<p>第 3 章 土砂災害等予防対策</p>	<p>第 3 章 土砂災害等予防対策</p>	
28	<p>■ 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を<u>推進する</u>。 （略） ○ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命、財産の<u>保全</u>し、また、水源の<u>涵養</u>等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。 </div>	<p>■ 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を<u>行う</u>。 （略） ○ 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から市民の生命、財産を<u>保全</u>し、また、水源の<u>涵養</u>等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。 </div>	表記の整理

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考																		
	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="248 233 1081 469"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 土砂災害の 防止</td> <td>県</td> <td>(略) 1(6)避難勧告の発令基準に係る助 言等総合的な土砂災害対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第 2 節 土砂災害の 防止	県	(略) 1(6)避難勧告の発令基準に係る助 言等総合的な土砂災害対策の推進	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1135 233 1968 469"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 2 節 土砂災害の 防止</td> <td>県</td> <td>(略) 1(6)避難勧告、避難指示（緊急）の 発令判断に係る助言等総合的な土 砂災害対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第 2 節 土砂災害の 防止	県	(略) 1(6)避難勧告、避難指示（緊急）の 発令判断に係る助言等総合的な土 砂災害対策の推進	
区 分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第 2 節 土砂災害の 防止	県	(略) 1(6)避難勧告の発令基準に係る助 言等総合的な土砂災害対策の推進																			
区 分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第 2 節 土砂災害の 防止	県	(略) 1(6)避難勧告、避難指示（緊急）の 発令判断に係る助言等総合的な土 砂災害対策の推進																			
	第 2 節 土砂災害の防止	第 2 節 土砂災害の防止																			
29	<p>1 県における措置 (略) (2) 土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害危険箇所等について順次、土砂災害防止法に基 づく基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 の指定を推進する。</p> <p>イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇 所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建 築基準法第 39 条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は 急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を推進する。</p> <p>ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の 規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止 法第 3 条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を推進する。 なお、未指定の危険箇所については、市町村及び関係住民の理 解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、指定するものと する。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇 所を指定する。）</p>	<p>1 県における措置 (略) (2) 土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害危険箇所等について、土砂災害防止法に基づく 基礎調査を行い、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指 定を行う。また、指定した各区域においては、地形や土地利用の 状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な 調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</p> <p>イ 災害危険区域 県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇 所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建 築基準法第 39 条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は 急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を行う。</p> <p>ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域 県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 3 条の 規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止 法第 3 条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を行う。 なお、指定については、市町村及び関係住民の理解と協力を得 ながら緊急性の高い箇所から順次、行うものとする。（地すべり については、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																		

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>(略)</p> <p>(6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</p> <p>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告の発令基準に土砂災害警戒情報の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村を支援する。</p> <p>このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 犬山市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険箇所等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</p>	<p>(略)</p> <p>(6) 避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令判断に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</p> <p>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>の発令基準に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発令判断を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。</p> <p>このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p> <p>2 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 犬山市防災会議は、土砂災害危険地区、山地災害危険地区等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難勧告、<u>避難指示（緊急）</u>を発令することを基本とした具体的な発令判断につながる事項を設定する。</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>表記の整理</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>
	<p>第4節 治山対策</p>	<p>第4節 治山対策</p>	
32	<p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 山腹崩壊、地すべり等による山地災害危険箇所の実態を把握し、治山事業施行の基礎資料とするよう考慮する。</p>	<p>2 関連調整事項</p> <p>(1) 山腹崩壊、地すべり等による山地災害危険地区の実態を把握し、治山事業施行の基礎資料とするよう考慮する。</p>	<p>表記の修正</p>
	<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p>	<p>第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</p>	
32	<p>2 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 施設管理者等に対する支援</p> <p>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 施設管理者等に対する支援</p> <p><u>市地域防災計画に名称及び所在地が定められた</u>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>連携して支援するよう努める。 (略)</p> <p>3 要配慮者利用施設における措置 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の (1)、(2) をしなければならない。</p>	<p>訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。 (略)</p> <p>3 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、</u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の (1)、(2) をしなければならない。</p>	<p>表記の修正 (防災基本計画の記載に合わせた修正)</p>
	<p>第 5 章 建築物等の安全化</p>	<p>第 5 章 建築物等の安全化</p>	
	<p>第 1 節 交通関係施設対策</p>	<p>第 1 節 交通関係施設対策</p>	
40	<p>2 道路 (略) (2) 山間道路の土砂崩れ等災害防止対策 山間道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性がある<u>ので</u>、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。</p>	<p>2 道路 (略) (2) 山間<u>地域の</u>道路の土砂崩れ等災害防止対策 山間<u>地域の</u>道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性がある<u>ため</u>、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第 9 章 避難行動の促進対策</p>	<p>第 9 章 避難行動の促進対策</p>	
56	<p>■ 基本方針 ○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p>■ 基本方針 ○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。</p>
	<p>第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p>	<p>第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p>	
56	<p>2 市における措置 市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等<u>に対して</u>気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	<p>2 市における措置 市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等<u>が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、</u>気象警報や避難勧告等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定(H31.3)に伴う修正。</p>

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
		<p>化の確保を図る。 また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p>	
	<p>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	<p>第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p>	
58	<p>1 市における措置 (1) マニュアルの作成 市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (略) オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること。 キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること (ア) 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。</p>	<p>1 市における措置 (1) マニュアルの作成 市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。 (略) オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて <u>5段階の警戒レベルを付記するとともに</u>避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。 カ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきこと <u>や、既に災害が発生している状況（〔警戒レベル5〕で未だ避難できていない場合には命を守るための最善の行動をとる必要があること</u>にも留意すること。 キ 避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること (ア) 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、<u>該当する警戒レベル相当情報を基に</u>、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。 <u>また、避難勧告等の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。</u> <u>〔警戒レベル4〕避難指示（緊急）については、必ず発令されるものではなく、事態が切迫している場合や、大河川で水位予</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p>	<p><u>測に基づき段階的に発令できる場合等、災害が発生するおそれ</u> <u>が極めて高い状況において、地域の状況に応じて、緊急的に、</u> <u>又は重ねて避難を促す場合等に発令する。〔警戒レベル5〕災</u> <u>害発生情報は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土</u> <u>石流等の災害が実際に発生している状況を市が把握した場合</u> <u>に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</p> <p>(イ) 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。</p> <p><u>なお、土砂災害が発見された場合は、土砂災害警戒区域・危険</u> <u>個所等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発</u> <u>生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発</u> <u>令の対象区域とし、ただちに〔警戒レベル5〕災害発生情報とし</u> <u>て災害の発生を伝え、命を守る最善の行動を指示すること。</u></p>	
	<p>第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	<p>第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定</p>	
59	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 市の避難計画 市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア 避難勧告等を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画の修正 (H30.6) に伴う修正</p>

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
60	<p>第 5 節 避難に関する意識啓発</p> <p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと <p>(3) その他</p> <p>ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。<u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u></p> <p>ウ 市町村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p>	<p>第 5 節 避難に関する意識啓発</p> <p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと ・<u>市長から「警戒レベル5」災害発生情報が発令された場合、未だ避難できていない住民は命を守るための最善の行動をとる必要があること。</u> <p>(3) その他</p> <p>ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、<u>愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、</u>日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>ウ 市町村及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>表記の整理</p>
	<p>第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第 2 節 要配慮者支援対策</p>	<p>第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第 2 節 要配慮者支援対策</p>	
64	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p>	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>(略)</p> <p>イ 避難行動要支援者の範囲</p> <p>市における避難行動要支援者の範囲は次の表の者のうち、在宅者で、自力で避難することが困難な者とする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿の作成・整備</p> <p>(略)</p> <p>(Ⅲ) 名簿の提供</p> <p>市は、本人から<u>個人情報の提供について同意を得ているものには</u>、平常時から避難支援等関係者へ<u>の名簿の提供を行うものとする。</u></p> <p>なお、災害時については<u>この限りではない。</u></p> <p>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>オ 個人情報保護</p> <p>市は、避難支援等関係者への名簿の提供にあたっては、個人情報保護の観点から、名簿改ざん防止用紙等に印字し、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するとともに必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>また、名簿の提供を受ける者は個人情報保護について十分に理解し、受け取るものとし、適切に管理するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>キ 避難支援等関係者の安全確保</p>	<p>(略)</p> <p>イ 避難行動要支援者の範囲</p> <p>市における避難行動要支援者の範囲は次の表の者のうち、在宅者で、自力で避難することが困難で、<u>第三者の支援を必要とする</u>者とする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難行動要支援者名簿<u>及び避難行動要支援者登録者名簿</u>の作成・整備</p> <p>(略)</p> <p>(Ⅲ) 名簿の提供</p> <p>市は、本人から「<u>犬山市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書</u>」及び「<u>個別避難支援計画</u>」の提出を受け、<u>避難行動要支援者登録者名簿（以下「登録者名簿」とする。）を作成し、</u>平常時から避難支援等関係者へ<u>登録者名簿</u>の提供を行うものとする。</p> <p>なお、災害時については<u>名簿を提供する。</u></p> <p>また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿<u>及び登録者名簿</u>の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>オ 個人情報保護</p> <p>市は、避難支援等関係者への<u>登録者名簿</u>の提供にあたっては、個人情報保護の観点から、名簿改ざん防止用紙等に印字し、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するとともに必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>また、名簿<u>及び登録者名簿</u>の提供を受ける者は個人情報保護について十分に理解し、受け取るものとし、適切に管理するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>キ 避難支援等関係者の安全確保</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>災害時には、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身の安全を守ることが大前提である。避難支援等関係者は身の安全を確保したうえで、名簿情報などに従い、避難行動要支援者の避難に係る支援を行うものとする。</p> <p>市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難行動要支援者が名簿への登録を行う段階で十分に説明を行う。</p>	<p>災害時には、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身の安全を守ることが大前提である。避難支援等関係者は身の安全を確保したうえで、名簿情報などに従い、避難行動要支援者の避難に係る支援を行うものとする。</p> <p>市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難行動要支援者が登録者名簿への登録を行う段階で十分に説明を行う。</p>	
	<p>第 3 節 帰宅困難者対策</p>	<p>第 3 節 帰宅困難者対策</p>	
67	<p>3 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>3 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	<p>第 1 1 章 広域応援体制の整備</p>	<p>第 1 1 章 広域応援体制の整備</p>	
	<p>第 2 節 広域応援体制の整備</p>	<p>第 2 節 広域応援体制の整備</p>	
68	<p>1 市における措置 （略）</p> <p>イ 民間団体等との協定</p> <p>市は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>1 市における措置 （略）</p> <p>イ 民間団体等との協定</p> <p>市は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。<u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上	第 1 2 章 防災訓練及び防災意識の向上	
	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	第 2 節 防災のための意識啓発・広報	
73	市における措置 (1) 防災意識の啓発 市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 (略) オ 警報等や避難 <u>指示（緊急）</u> 等の意味と内容 カ 警報等発表時や <u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令時にとるべき行動	市における措置 (1) 防災意識の啓発 市は、災害発生時等に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や <u>防災関係機関</u> 、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。 (略) オ 警報等や避難 <u>勧告</u> 等の意味と内容 カ 警報等発表時や避難 <u>勧告等</u> の発令時にとるべき行動	表記の整理
	第 3 節 防災のための教育	第 3 節 防災のための教育	
74	1 市及び各学校等管理者における措置 (略) (1) 児童生徒等に対する <u>安全</u> 教育 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な <u>安全</u> 教育を行う。 <u>安全</u> 教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。	1 市及び各学校等管理者における措置 (略) (1) 児童生徒等に対する <u>防災</u> 教育 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な <u>防災</u> 教育を行う。 <u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</u>	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考																																																																						
	第 3 編 災害応急対策	第 3 編 災害応急対策																																																																							
	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）																																																																							
	第 3 節 災害救助法の適用	第 3 節 災害救助法の適用																																																																							
81	1 県における措置 (略) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（<u>建設部</u>）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（<u>健康福祉部</u>） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（<u>建設部</u>）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2" style="border-bottom: none;"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（<u>県民文化</u>部、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（ <u>建設部</u> ）		(略)			医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <u>健康福祉部</u> ） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ <u>建設部</u> ）	学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（ <u>県民文化</u> 部、教育委員会）		(略)			1 県における措置 (略) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（<u>建築局</u>）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（<u>福祉局、保健医療局</u>） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（<u>建築局</u>）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2" style="border-bottom: none;"></td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td colspan="2">県（<u>県民文化</u>局、教育委員会）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（ <u>建築局</u> ）		(略)			医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <u>福祉局、保健医療局</u> ） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ <u>建築局</u> ）	学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（ <u>県民文化</u> 局、教育委員会）		(略)			愛知県の組織再編に伴う修正
救助の種類	実施者																																																																								
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																							
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																																								
応急仮設住宅の設置	県（ <u>建設部</u> ）																																																																								
(略)																																																																									
医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <u>健康福祉部</u> ） 日本赤十字社愛知県支部																																																																							
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																																								
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ <u>建設部</u> ）																																																																							
学用品の給与																																																																									
市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）																																																																								
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（ <u>県民文化</u> 部、教育委員会）																																																																								
(略)																																																																									
救助の種類	実施者																																																																								
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																							
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																																								
応急仮設住宅の設置	県（ <u>建築局</u> ）																																																																								
(略)																																																																									
医療、助産	市町村（県が委任）	県（ <u>福祉局、保健医療局</u> ） 日本赤十字社愛知県支部																																																																							
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																																								
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ <u>建築局</u> ）																																																																							
学用品の給与																																																																									
市町村立小・中学校等児童生徒分	市町村（県が委任）																																																																								
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（ <u>県民文化</u> 局、教育委員会）																																																																								
(略)																																																																									

風水害等災害対策編

頁	現行（平成30年12月修正）	修正原案（令和2年2月修正予定）	備考																		
	第2章 避難行動	第2章 避難行動																			
104	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難の勧告・ 指示等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 避難の勧告・ 指示等	(略)	(略)	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 避難勧告等</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第2節 避難勧告等	(略)	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 避難の勧告・ 指示等	(略)	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第2節 避難勧告等	(略)	(略)																			
	第1節 気象警報等の発表、伝達	第1節 気象警報等の発表、伝達																			
83	1 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置） 名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同して土砂災害警戒情報を発表し、関係機関に連絡する。 また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を市町村や住民に提供する。	1 土砂災害警戒情報（名古屋地方気象台及び県における措置） 名古屋地方気象台及び県は、分けられた区ごとに、土砂災害発生の危険度が高まったときに、共同して土砂災害警戒情報（ 警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕 ）を発表し、関係機関に連絡する。 また、県は、土砂災害警戒情報を補足し、避難勧告等の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を 該当する警戒レベル相当情報を付して 市町村や住民に提供する。	「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。																		
	7 気象警報等の伝達系統 (略) 図1 気象・水象に関する特別警報・警報等 (略) (注)	7 気象警報等の伝達系統 (略) 図1 気象・水象に関する特別警報・警報等 (略) (注)																			
85	1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 2 気象庁本庁 から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。	1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 2 名古屋地方気象台 から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。	表記の整理																		
87	図4 水位周知河川の水位情報 (避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生)	図4 水位周知河川の水位情報 (避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生)																			

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
88	<p>■知事が通知する水位周知河川（避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）、氾濫発生）</p> <p>（略）</p> <p>図 5 土砂災害警戒情報</p> <p>（略）</p> <p>（注）土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設部砂防課が協議の上、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p>■知事が通知する水位周知河川（避難判断水位（警戒レベル 3 相当情報 [洪水]）、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル 4 相当情報 [洪水]）、氾濫発生（警戒レベル 5 相当情報 [洪水]）</p> <p>（略）</p> <p>図 5 土砂災害警戒情報（警戒レベル 4 相当情報 [土砂災害]）</p> <p>（略）</p> <p>（注）土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議の上、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p> <p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>
<p>第 2 節 避難の勧告・指示等</p>			
89	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>ア 避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p><u>速やかに立ち退き避難を促す情報は、[警戒レベル 4] 避難勧告を基本とする。</u></p> <p><u>避難勧告等を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。</u></p> <p><u>また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。</u></p> <p>ア <u>[警戒レベル 5] 災害発生情報</u></p> <p><u>河川管理者や水防団等と連携して巡視等を行った結果、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市が把握した場合に、可能な範囲で発令する。</u></p> <p>イ <u>[警戒レベル 4] 避難勧告・避難指示（緊急）</u></p> <p>気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な <u>[警戒レベル 4] 避難勧告・避難指示（緊急）</u> を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結</p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

風水害等災害対策編

頁	現行（平成30年12月修正）	修正原案（令和2年2月修正予定）	備考
	<p>必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>(略)</p> <p><u>イ 避難準備・高齢者等避難開始</u> 一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。</p> <p><u>ウ 屋内安全確保</u> <u>周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。ただし、土砂災害については、避難場所に立退き避難することが原則となる。</u></p> <p>エ 対象地域の設定 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>	<p>果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>(略)</p> <p><u>ウ</u> <u>〔警戒レベル3〕</u> 避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して避難準備（避難所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。 また、必要に応じ、<u>〔警戒レベル3〕</u> 避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて避難場所を開設する。 <u>なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>エ 対象地域の設定 避難勧告等を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</p> <p>オ 避難勧告等の伝達 避難勧告等を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて<u>5段階の警戒レベルを付記するとともに</u>避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p>	

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	
95	2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (略) (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。	2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (略) (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u>	巡視中の二次被害防止のための追記。
	第 3 節 自衛隊の災害派遣	第 3 節 自衛隊の災害派遣	
108	3 災害派遣要請等手続系統 図中 防災局 (注) 市（名古屋市を除く）は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部（東三河総局・県民事務所等）へも連絡すること。	3 災害派遣要請等手続系統 図中 防災 <u>安全</u> 局 (注) 市（名古屋市を除く）は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災 <u>安全</u> 局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・支部（東三河総局・県民事務所等）へも連絡すること。	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
	第 2 節 防疫・保健衛生	第 2 節 防疫・保健衛生	
119	8 応援協力関係 (略) (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。 <u>(追加)</u> (9) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	8 応援協力関係 (略) (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。 <u>(9) 県は必要に応じて、中核市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。</u> (10) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	災害時健康危機管理支援チーム活動要領（厚生労働省）の制定及び防災基本計画の修正を踏まえた修正。

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考																
	第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策	第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策																	
120	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備 局 中 部 地 方 整</td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 (略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※) (略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	被害発生中	備 局 中 部 地 方 整	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 (略)	県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※) (略)	市	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>備 局 中 部 地 方 整</td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 (略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※) (略)</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	被害発生中	備 局 中 部 地 方 整	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 (略)	県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※) (略)	市	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正
機関名	被害発生中																		
備 局 中 部 地 方 整	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 (略)																		
県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※) (略)																		
市	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保																		
機関名	被害発生中																		
備 局 中 部 地 方 整	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 (略)																		
県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※) (略)																		
市	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保																		
	第 1 節 道路交通規制等	第 1 節 道路交通規制等																	
123	<p>1 警察における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。</p>	<p>1 警察における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認等</p> <p>(略)</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正																
	第 2 節 道路施設対策	第 2 節 道路施設対策																	
124	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</p>	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</p>	表記の整理																

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考																		
	第 8 章 水害防除対策	第 8 章 水害防除対策																			
	第 1 節 水防	第 1 節 水防																			
128	<p>(水防活動)</p> <p>1 水防管理者、ダム・ため池・水門等の管理者、河川管理者、ため池管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>キ 緊急通行</p> <p><u>水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p> <p>ク 公用負担</p> <p><u>水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p>	<p>(水防活動)</p> <p>1 水防管理者、ダム・ため池・水門等の管理者、河川管理者、ため池管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>キ 緊急通行</p> <p><u>水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p> <p>ク 公用負担</p> <p><u>水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、次の権限を行使できる。</u></p> <p>①必要な土地の一時使用</p> <p>②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用</p> <p>③車両その他の運搬用機器の使用</p> <p>④排水用機器の使用</p> <p>⑤工作物その他の障害物の処分</p> <p><u>また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。</u></p> <p><u>水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																		
	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																			
131	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 帰宅困難者 対策</td> <td>県、市町村</td> <td>1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第 3 節 帰宅困難者 対策	県、市町村	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 帰宅困難者 対策</td> <td>市</td> <td>1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)	(略)	(略)	第 3 節 帰宅困難者 対策	市	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第 3 節 帰宅困難者 対策	県、市町村	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)	(略)	(略)																			
第 3 節 帰宅困難者 対策	市	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等																			

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）		修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）		備考
		(略) 事業者、学校等		(略) 事業者、学校等	
	2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制		2 安否確認や交通情報等の収集及び従業員、学生、顧客等の一斉帰宅の抑制		
	第 1 節 避難所の開設・運営		第 1 節 避難所の開設・運営		
132	1 市における措置 (1) 避難所の開設 市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。		1 市における措置 (1) 避難所の開設 市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。 <u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</u>		防災基本計画の修正 (H30.6) に伴う修正
	第 3 節 帰宅困難者対策		第 3 節 帰宅困難者対策		
134	1 市及び県における措置 (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。		1 市及び県における措置 (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等 市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、 <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等の支援を行う。		防災基本計画の修正 (H30.6) に伴う修正
	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策		第 13 章 ライフライン施設等の応急対策		
	第 5 節 通信施設の応急措置		第 5 節 通信施設の応急措置		
150	1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直		1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直		

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p><u>(1) 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。</u></p> <p><u>(2) 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>(3) 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>(4) 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 市及び防災関係機関における措置</p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p>	<p>接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。</p> <p><u>(1) 西日本電信電話株式会社</u></p> <p><u>ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。</u></p> <p><u>イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。</u></p> <p><u>エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。</u></p> <p><u>(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u></p> <p><u>ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。</u></p> <p><u>イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 県、市及び防災関係機関における措置</p> <p>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</p> <p>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。</p> <p><u>また、県においては携帯インフラが県内広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場で、県が無料公衆無線 LAN を認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替を指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</u></p>	<p></p> <p>表記の整理</p> <p>第 3 次愛知地震対策アクションプランの改訂に基づく修正</p>

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	第 1 4 章 航空災害対策	第 1 4 章 航空災害対策	
	第 1 節 愛知県名古屋飛行場共通	第 1 節 愛知県名古屋飛行場共通	
155	5 伝達系統 (1) 民間航空機の場合 図中：愛知県 振興部 航空対策課 愛知県防災局 愛知県 健康福祉部 保健医療局医務課 (2) 自衛隊機の場合 図中：愛知県 振興部 航空対策課 愛知県防災局 愛知県 健康福祉部 保健医療局医務課	5 伝達系統 (1) 民間航空機の場合 図中：愛知県 建設局 航空対策課 愛知県防災 安全局 愛知県保健医療局医務課 (2) 自衛隊機の場合 図中：愛知県 建設局 航空対策課 愛知県防災 安全局 愛知県保健医療局医務課	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 1 6 章 鉄道災害対策	第 1 5 章 鉄道災害対策	
160	鉄道災害対策 4 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局	鉄道災害対策 4 情報の伝達系統 図中：愛知県防災 安全局	愛知県の組織再編に伴う修正
	第 1 6 章 道路災害対策	第 1 6 章 道路災害対策	
163	道路災害対策 3 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局	道路災害対策 3 情報の伝達系統 図中：愛知県防災 安全局	愛知県の組織再編に伴う修正

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考																																						
	第 1 7 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	第 1 7 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策																																							
164	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○県への通報</td> </tr> <tr> <td>○危険物所有者等への危害防止措置の命令</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>○警察用航空機等による情報収集</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">危険物等施設</td> <td rowspan="3">警察</td> <td>2(1) 県への通報</td> </tr> <tr> <td>2(2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令</td> </tr> <tr> <td>2(3) 警察用航空機等による情報取動</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被害発生中	(略)	(略)	○県への通報	○危険物所有者等への危害防止措置の命令	警察	○警察用航空機等による情報収集	区分	機関名	主な措置	第 1 節	(略)	(略)	危険物等施設	警察	2(1) 県への通報	2(2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令	2(3) 警察用航空機等による情報取動	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>○県への通報</td> </tr> <tr> <td>○危険物等所有者への危害防止のための措置等</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td>○警察用航空機等による情報収集</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 節</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">危険物等施設</td> <td rowspan="3">警察</td> <td>2(1) 県への通報</td> </tr> <tr> <td>2(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等</td> </tr> <tr> <td>2(3) 警察用航空機等による情報取動</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被害発生中	(略)	(略)	○県への通報	○危険物等所有者への危害防止のための措置等	警察	○警察用航空機等による情報収集	区分	機関名	主な措置	第 1 節	(略)	(略)	危険物等施設	警察	2(1) 県への通報	2(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等	2(3) 警察用航空機等による情報取動	表記の整理
機関名	被害発生中																																								
(略)	(略)																																								
	○県への通報																																								
	○危険物所有者等への危害防止措置の命令																																								
警察	○警察用航空機等による情報収集																																								
区分	機関名	主な措置																																							
第 1 節	(略)	(略)																																							
危険物等施設	警察	2(1) 県への通報																																							
		2(2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令																																							
		2(3) 警察用航空機等による情報取動																																							
機関名	被害発生中																																								
(略)	(略)																																								
	○県への通報																																								
	○危険物等所有者への危害防止のための措置等																																								
警察	○警察用航空機等による情報収集																																								
区分	機関名	主な措置																																							
第 1 節	(略)	(略)																																							
危険物等施設	警察	2(1) 県への通報																																							
		2(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等																																							
		2(3) 警察用航空機等による情報取動																																							
	第 1 節 危険物等施設	第 1 節 危険物等施設																																							
165	<p>2 警察における措置</p> <p>(1) 県への通報 県へ災害発生について、直ちに通報する。</p> <p>(2) 危険物所有者等への危害防止措置の命令 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。</p>	<p>2 警察における措置</p> <p>(1) 県への通報 県へ災害発生について、直ちに通報する。</p> <p>(2) 危険物等所有者への危害防止のための措置等 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し危害防止のための必要な措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。</p>	表記の整理																																						

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考																												
	第 19 章 大規模な火事災害対策	第 19 章 大規模な火事災害対策																													
171	大規模な火事災害対策 3 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局	大規模な火事災害対策 3 情報の伝達系統 図中：愛知県防災 安全局	愛知県の組織再編に伴う修正																												
	第 20 章 林野火災対策	第 20 章 林野火災対策																													
174	林野火災対策 3 情報の伝達系統 図中：愛知県防災局	林野火災対策 3 情報の伝達系統 図中：愛知県防災 安全局	愛知県の組織再編に伴う修正																												
	第 21 章 地下街等における都市ガス災害対策	第 21 章 地下街等における都市ガス災害対策																													
253	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td> (略) ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○地下街等の所有者等に対する危害防止措置の指示 ○火気使用禁止等の広報活動 </td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地下街等における都市ガス災害対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td> 4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止措置の指示 4(4) 救出救助活動 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	被害発生中	(略)	(略)	警察	(略) ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○地下街等の所有者等に対する危害防止 措置の指示 ○火気使用禁止等の広報活動	区分	機関名	主な措置	地下街等における都市ガス災害対策	(略)	(略)	警察	4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止 措置の指示 4(4) 救出救助活動	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被害発生中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td> (略) ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○地下街等の所有者等に対する危害防止のための措置等 ○火気使用禁止等の広報活動 </td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地下街等における都市ガス災害対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察</td> <td> 4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止のための措置等 4(4) 救出救助活動 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	被害発生中	(略)	(略)	警察	(略) ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○地下街等の所有者等に対する危害防止 のための措置等 ○火気使用禁止等の広報活動	区分	機関名	主な措置	地下街等における都市ガス災害対策	(略)	(略)	警察	4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止 のための措置等 4(4) 救出救助活動	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
機関名	被害発生中																														
(略)	(略)																														
警察	(略) ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○地下街等の所有者等に対する危害防止 措置の指示 ○火気使用禁止等の広報活動																														
区分	機関名	主な措置																													
地下街等における都市ガス災害対策	(略)	(略)																													
	警察	4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止 措置の指示 4(4) 救出救助活動																													
機関名	被害発生中																														
(略)	(略)																														
警察	(略) ○県への通報 ○警察用航空機等による情報収集 ○地下街等の所有者等に対する危害防止 のための措置等 ○火気使用禁止等の広報活動																														
区分	機関名	主な措置																													
地下街等における都市ガス災害対策	(略)	(略)																													
	警察	4(1) 県への通報 4(2) 警察用航空機等による情報収集 4(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止 のための措置等 4(4) 救出救助活動																													

風水害等災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>地下街等における都市ガス災害対策 （略）</p> <p>4 警察における措置 （略）</p> <p>(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止<u>措置の指示</u></p>	<p>地下街等における都市ガス災害対策 （略）</p> <p>4 警察における措置 （略）</p> <p>(3) 地下街等の所有者等に対する危害防止<u>のための措置等</u></p>	
	第 4 編 災害復旧・復興	第 4 編 災害復旧・復興	
	第 2 章 公共施設等災害復旧対策	第 2 章 公共施設等災害復旧対策	
	第 2 節 激甚災害の指定	第 2 節 激甚災害の指定	
191	<p>1 市における措置 （略）</p> <p>(2) 指定後の関係調書等の提出 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係<u>部</u>局に提出しなければならない。</p>	<p>1 市における措置 （略）</p> <p>(2) 指定後の関係調書等の提出 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出しなければならない。</p>	愛知県の組織再編に伴う修正

地震災害対策編

頁	現行（平成30年12月修正）	修正原案（令和2年2月修正予定）	備考																
	第1編 総則	第1編 総則																	
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項																	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念																	
13	<p>(略)</p> <p>南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。</p> <p>(略)</p>	数値の更新																
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱																	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱																	
19	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td> <p>(9) <u>応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p>(12) <u>必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	東海農政局	<p>(9) <u>応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p>(12) <u>必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></p>	(略)	(略)	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東海農政局</td> <td> <p>(9) <u>削除</u></p> <p>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>削除</u></p> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	東海農政局	<p>(9) <u>削除</u></p> <p>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>削除</u></p>	(略)	(略)	本省対応に変更されたことに伴う修正。
機関名	内容																		
(略)	(略)																		
東海農政局	<p>(9) <u>応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>(10) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(11) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p>(12) <u>必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></p>																		
(略)	(略)																		
機関名	内容																		
(略)	(略)																		
東海農政局	<p>(9) <u>削除</u></p> <p>(9) 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</p> <p>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</p> <p><u>削除</u></p>																		
(略)	(略)																		
20	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>東海総合通信局</td> <td> <p>(2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>(3) 被災地区における電気通信施設の被害状況</p> </td> </tr> </tbody> </table>	東海総合通信局	<p>(2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>(3) 被災地区における電気通信施設の被害状況</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>東海総合通信局</td> <td> <p>(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>(3) 被災地区における電気通信施設、<u>放送施設</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	東海総合通信局	<p>(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>(3) 被災地区における電気通信施設、<u>放送施設</u></p>	表記の整理												
東海総合通信局	<p>(2) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>(3) 被災地区における電気通信施設の被害状況</p>																		
東海総合通信局	<p>(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>(3) 被災地区における電気通信施設、<u>放送施設</u></p>																		

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考												
23	<p>の調査を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="309 316 1099 1007"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会</td> <td> <p><u>(1) 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）を行う。</u></p> <p>(2) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</p> <p>(3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</p> <p>(4) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。</p> <p>(5) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>(7) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	日本放送協会	<p><u>(1) 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）を行う。</u></p> <p>(2) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</p> <p>(3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</p> <p>(4) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。</p> <p>(5) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>(7) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。</p>	<p><u>等</u>の被害状況の調査を行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1196 316 1986 1007"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本放送協会</td> <td> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</p> <p>(2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</p> <p>(3) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。</p> <p>(4) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>(5) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>(6) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略)	日本放送協会	<p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</p> <p>(2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</p> <p>(3) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。</p> <p>(4) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>(5) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>(6) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。</p>	<p>表記の整理</p>
機関名	内容														
(略)	(略)														
日本放送協会	<p><u>(1) 警戒宣言等の伝達及び地震防災応急対策の実施状況等の報告（部内）を行う。</u></p> <p>(2) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</p> <p>(3) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</p> <p>(4) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。</p> <p>(5) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>(6) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>(7) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。</p>														
機関名	内容														
(略)	(略)														
日本放送協会	<p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 警戒宣言等が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、万全の体制を整える。</p> <p>(2) 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。</p> <p>(3) 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。</p> <p>(4) 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。</p> <p>(5) 大津波警報、津波警報、津波注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p> <p>(6) 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。</p>														
第 2 編 災害予防		第 2 編 災害予防													
第 1 章 防災協働社会の形成推進		第 1 章 防災協働社会の形成推進													
第 3 節 企業防災の促進		第 3 節 企業防災の促進													
32	<p>1 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・</p>	<p>1 企業における措置</p> <p>(1) 事業継続計画の策定・運用</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする</u>具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>												

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p>	<p>用するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、<u>損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u>、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</p>	
	<p>第 2 章 建築物等の安全化</p>	<p>第 2 章 建築物等の安全化</p>	
	<p>第 1 節 建築物の耐震推進</p>	<p>第 1 節 建築物の耐震推進</p>	
34	<p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。</p>	<p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進</p> <p>地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。</p> <p>特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることや、<u>ブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで</u>、対象建築物の耐震性向上を図る。</p>	<p>第 3 次地震対策アクションプランの改訂に基づく修正</p>
	<p>第 2 節 交通関係施設等の整備</p>	<p>第 2 節 交通関係施設等の整備</p>	
38	<p>2 道路施設</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p>(4) 応急復旧作業のための事前措置</p>	<p>2 道路施設</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 重要物流道路の指定</u></p> <p><u>平常時、災害時を問わず安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路（代替・補完路を含む。）として国が指定を行う。指定された重要物流道路は、道路管理者が機能強化を実施する。</u></p> <p>(4) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定</p> <p>(5) 応急復旧作業のための事前措置</p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考																		
	第 4 節 文化財の保護	第 4 節 文化財の保護																			
46	<p>1 市における措置 （略） <u>（追加）</u></p> <p>2 応急的な対策 （略）</p> <p>3 災害時の対応 （略）</p> <p>4 応急協力体制</p>	<p>1 市における措置 （略）</p> <p>2 重要文化財の耐震対策 <u>平成 30 年 8 月 9 日付け文化庁文化財部参事官（建造物担当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。</u></p> <p><u>(1) 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施</u> <u>(2) 対処方針の作成・提出</u> <u>(3) 耐震対策推進の周知徹底</u> <u>(4) 補助事業における耐震予備診断の必須</u> <u>(5) 耐震予備診断実施の徹底</u> <u>(6) 市の指導・助言</u></p> <p>3 応急的な対策 （略）</p> <p>4 災害時の対応 （略）</p> <p>5 応急協力体制</p>	対策の追加																		
	第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防	第 5 章 液状化対策・土砂災害等の予防																			
53	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第 4 節 土砂災害の 防止</td> <td>県</td> <td>1(6)避難勧告の発令基準に係る助 言等総合的な土砂災害対策の推 進</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	（略）	（略）	（略）	第 4 節 土砂災害の 防止	県	1(6)避難勧告の発令基準に係る助 言等総合的な土砂災害対策の推 進	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第 4 節 土砂災害の 防止</td> <td>県</td> <td>1(6)避難勧告・<u>避難指示（緊急）</u> の発令基準に係る助言等総合的 な土砂災害対策の推進</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	（略）	（略）	（略）	第 4 節 土砂災害の 防止	県	1(6)避難勧告・ <u>避難指示（緊急）</u> の発令基準に係る助言等総合的 な土砂災害対策の推進	表記の整理
区分	機関名	主な措置																			
（略）	（略）	（略）																			
第 4 節 土砂災害の 防止	県	1(6)避難勧告の発令基準に係る助 言等総合的な土砂災害対策の推 進																			
区分	機関名	主な措置																			
（略）	（略）	（略）																			
第 4 節 土砂災害の 防止	県	1(6)避難勧告・ <u>避難指示（緊急）</u> の発令基準に係る助言等総合的 な土砂災害対策の推進																			

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	第 3 節 宅地造成の規制誘導	第 3 節 宅地造成の規制誘導	
54	市における措置 (略) (4) 宅地危険箇所の耐震化 県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、 <u>滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において</u> 、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。	市における措置 (略) (4) 宅地危険箇所の耐震化 県及び市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努めるものとする。	防災基本計画の修正 (H30. 6) に伴う修正
	第 4 節 土砂災害の防止	第 4 節 土砂災害の防止	
56	1 県における措置 (略) (6) 避難勧告の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告の発令 <u>基準</u> に土砂災害警戒情報の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村を支援する。 このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。	1 県における措置 (略) (6) 避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> の発令基準に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進 的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、避難勧告、 <u>避難指示（緊急）</u> の発令 <u>判断</u> に土砂災害警戒情報（ <u>警戒レベル 4 相当情報 [土砂災害]</u> ）の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の <u>発令判断</u> を支援する。 このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。	表記の整理
56	2 市町村における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険 <u>箇所</u> 等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。 (略) ウ 市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。 (略)	2 市町村における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ア 市防災会議は、土砂災害危険箇所、山地災害危険 <u>地区</u> 等に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。 (略) ウ 市は、土砂災害警戒情報（ <u>警戒レベル 4 相当情報 [土砂災害]</u> ）が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。 (略)	防災基本計画の修正 (H30. 6) に伴う修正 「避難勧告等に関するガイドライン」の改定 (H31. 3) に伴う

地震災害対策編

頁	現行（平成30年12月修正）	修正原案（令和2年2月修正予定）	備考
57	<p>(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>要配慮者利用施設を新たに市地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</p> <p><u>また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u></p>	<p>(3) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p><u>市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練が実施できるよう県の関係部局と連携して支援するよう努める。</u></p> <p>なお、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際には、施設管理者等に対して土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図るよう努めるものとする。</p>	<p>修正。</p> <p>表記の整理</p>
第7章 避難行動の促進対策			
64	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</u></p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、<u>住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に避難勧告等を発令する。</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>
第4節 避難誘導等に係る計画の策定			
66	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市町村の避難計画</p> <p>(略)</p> <p>エ 緊急避難場所<u>開放</u>、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
第5節 避難に関する意識啓発			
68	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他</p> <p>(略)</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する<u>場合</u>は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使</p>	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(3) その他</p> <p>(略)</p> <p>イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する<u>際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指</u></p>	<p>表記の整理</p>

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。<u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u></p>	<p><u>定緊急避難場所の場合は</u>、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p>	
	<p>第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第 8 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
	<p>第 2 節 要配慮者支援対策</p>	<p>第 2 節 要配慮者支援対策</p>	
71	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (3) 避難行動要支援者対策 (略) イ 避難行動要支援者の範囲 市における避難行動要支援者の範囲は次の表の者のうち、在宅者で、自力で避難することが困難な者とする。 (略) エ 避難行動要支援者名簿の作成・整備 (略) (Ⅲ) 名簿の提供 市は、本人から<u>個人情報の提供について同意を得ているものには</u>、平常時から避難支援等関係者へ<u>の名簿の提供を行うものとする。</u> なお、災害時については<u>この限りではない。</u> また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 オ 個人情報保護 市は、避難支援等関係者へ<u>の名簿の提供にあたっては</u>、個人情報</p>	<p>市及び社会福祉施設等管理者における措置 (略) (3) 避難行動要支援者対策 (略) イ 避難行動要支援者の範囲 市における避難行動要支援者の範囲は次の表の者のうち、在宅者で、自力で避難することが困難<u>で</u>、<u>第三者の支援を必要とする</u>者とする。 (略) エ 避難行動要支援者名簿<u>及び避難行動要支援者登録者名簿</u>の作成・整備 (略) (Ⅲ) 名簿の提供 市は、本人から「<u>犬山市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書</u>」及び「<u>個別避難支援計画</u>」の提出を受け、<u>避難行動要支援者登録者名簿（以下「登録者名簿」とする。）を作成し</u>、平常時から避難支援等関係者へ<u>登録者名簿</u>の提供を行うものとする。 なお、災害時については<u>名簿を提供する。</u> また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿<u>及び登録者名簿</u>の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 オ 個人情報保護 市は、避難支援等関係者へ<u>の登録者名簿</u>の提供にあたっては、個</p>	<p>表記の整理</p>

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>保護の観点から、名簿改ざん防止用紙等に印字し、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するとともに必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>また、名簿の提供を受ける者は個人情報保護について十分に理解し、受け取るものとし、適切に管理するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>キ 避難支援等関係者の安全確保</p> <p>災害時には、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。避難支援等関係者は身の安全を確保したうえで、名簿情報などに従い、避難行動要支援者の避難に係る支援を行うものとする。</p> <p>市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難行動要支援者が名簿への登録を行う段階で十分に説明を行う。</p>	<p>個人情報保護の観点から、名簿改ざん防止用紙等に印字し、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するとともに必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>また、名簿及び登録者名簿の提供を受ける者は個人情報保護について十分に理解し、受け取るものとし、適切に管理するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>キ 避難支援等関係者の安全確保</p> <p>災害時には、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。避難支援等関係者は身の安全を確保したうえで、名簿情報などに従い、避難行動要支援者の避難に係る支援を行うものとする。</p> <p>市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難行動要支援者が登録者名簿への登録を行う段階で十分に説明を行う。</p>	
	<p>第 3 節 帰宅困難者対策</p>	<p>第 3 節 帰宅困難者対策</p>	
73	<p>2 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、滞在場所の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>2 支援体制の構築</p> <p>帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。</p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	<p>第 10 章 広域応援体制の整備</p>	<p>第 10 章 広域応援体制の整備</p>	
	<p>第 2 節 広域応援体制の整備</p>	<p>第 2 節 広域応援体制の整備</p>	
79	<p>1 市における措置</p> <p>（略）</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>ア 相互応援協定</p> <p>イ 民間団体等との協定</p> <p>市は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応</p>	<p>1 市における措置</p> <p>（略）</p> <p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>ア 相互応援協定</p> <p>イ 民間団体等との協定</p> <p>市は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応</p>	

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。<u>また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。</u></p>	<p>防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正</p>
	<p>第 1 1 章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	<p>第 1 1 章 防災訓練及び防災意識の向上</p>	
	<p>第 2 節 防災のための意識啓発・広報</p>	<p>第 2 節 防災のための意識啓発・広報</p>	
83	<p>市における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p>	<p>市における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>市は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p>第 3 節 防災のための教育</p>	<p>第 3 節 防災のための教育</p>	
85	<p>1 市及び各学校等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 児童生徒等に対する安全教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</p>	<p>1 市及び各学校等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 児童生徒等に対する防災教育</p> <p>児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。<u>災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</u></p>	<p>「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（H31.3）に伴う修正。</p>

地震災害対策編

頁	現行（平成30年12月修正）	修正原案（令和2年2月修正予定）	備考																																																										
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																																																											
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																																																											
	第3節 災害救助法の適用	第3節 災害救助法の適用																																																											
92	<p>1 県における措置 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建設部）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（健康福祉部） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（建設部）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2" rowspan="3">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td>県（県民文化部、教育委員会）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（ 建設部 ）		(略)			医療、助産	市町村（県が委任）	県（ 健康福祉部 ） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ 建設部 ）	学用品の給与	市町村（県が委任）		市町村立小・中学校等児童生徒分	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（ 県民文化 部、教育委員会）	<p>1 県における措置 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の設置</td> <td colspan="2">県（建築局）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>医療、助産</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（福祉局、保健医療局） 日本赤十字社愛知県支部</td> </tr> <tr> <td>被災者の救出</td> <td colspan="2">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>住宅の応急修理</td> <td>市町村（県が委任）</td> <td>県（建築局）</td> </tr> <tr> <td>学用品の給与</td> <td colspan="2" rowspan="3">市町村（県が委任）</td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校等児童生徒分</td> </tr> <tr> <td>県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分</td> <td>県（県民文化局、教育委員会）</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市町村（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県（ 建築局 ）		(略)			医療、助産	市町村（県が委任）	県（ 福祉局、保健医療局 ） 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市町村（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ 建築局 ）	学用品の給与	市町村（県が委任）		市町村立小・中学校等児童生徒分	県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県（ 県民文化 局、教育委員会）	愛知県の組織再編に伴う修正
救助の種類	実施者																																																												
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																											
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																												
応急仮設住宅の設置	県（ 建設部 ）																																																												
(略)																																																													
医療、助産	市町村（県が委任）	県（ 健康福祉部 ） 日本赤十字社愛知県支部																																																											
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																												
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ 建設部 ）																																																											
学用品の給与	市町村（県が委任）																																																												
市町村立小・中学校等児童生徒分																																																													
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分			県（ 県民文化 部、教育委員会）																																																										
救助の種類	実施者																																																												
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																											
避難所の設置	市町村（県が委任）																																																												
応急仮設住宅の設置	県（ 建築局 ）																																																												
(略)																																																													
医療、助産	市町村（県が委任）	県（ 福祉局、保健医療局 ） 日本赤十字社愛知県支部																																																											
被災者の救出	市町村（県が委任）																																																												
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県（ 建築局 ）																																																											
学用品の給与	市町村（県が委任）																																																												
市町村立小・中学校等児童生徒分																																																													
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分			県（ 県民文化 局、教育委員会）																																																										

地震災害対策編

頁	現行（平成30年12月修正）	修正原案（令和2年2月修正予定）	備考								
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報									
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達									
102	2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (略) (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。	2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (略) (2) 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u>	巡視中の二次被害防止のための追記。								
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策									
	第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生									
130	8 応援協力関係 (略) (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。 <u>(追加)</u> (9) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	8 応援協力関係 (略) (8) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。 <u>(9) 県は必要に応じて、中核市に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、国及び他の都道府県に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。</u> (10) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	災害時健康危機管理支援チーム活動要領（厚生労働省）の制定及び防災基本計画の修正を踏まえた修正。								
	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策									
131	■ 主な機関の応急活動 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名			(略)	■ 主な機関の応急活動 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> </tr> </table>	機関名			(略)	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正
機関名											
	(略)										
機関名											
	(略)										

地震災害対策編

頁	現行（平成30年12月修正）	修正原案（令和2年2月修正予定）	備考																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="250 201 394 316">局 方 中 部 地 方 整 備 地</td> <td data-bbox="394 201 810 316">(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="250 316 810 352">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 352 394 480">県</td> <td data-bbox="394 352 810 480">(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 480 394 608">市</td> <td data-bbox="394 480 810 608">○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</td> </tr> </table>	局 方 中 部 地 方 整 備 地	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保	(略)		県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※)	市	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1140 201 1283 316">局 方 中 部 地 方 整 備 地</td> <td data-bbox="1283 201 1700 316">(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1140 316 1700 352">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 352 1283 480">県</td> <td data-bbox="1283 352 1700 480">(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1140 480 1283 608">市</td> <td data-bbox="1283 480 1700 608">○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保</td> </tr> </table>	局 方 中 部 地 方 整 備 地	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保	(略)		県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※)	市	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>
局 方 中 部 地 方 整 備 地	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保																		
(略)																			
県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※)																		
市	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保																		
局 方 中 部 地 方 整 備 地	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保																		
(略)																			
県	(略) ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保(※)																		
市	○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保																		
	<p>第1節 道路交通規制等</p>	<p>第1節 道路交通規制等</p>																	
134	<p>2 自衛官及び消防吏員における措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にい ない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するた め、災害対策基本法第76条の3の規定により<u>災害時における交通規 制等の措置を行うこと</u>ができる。その場合、措置命令・措置通知書 により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又 は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p>3 自動車運転者の措置</p> <p>(略)</p>	<p>2 自衛官及び消防吏員における措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にい ない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するた め、<u>緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊 急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措 置をとることができる</u>。その場合、措置命令・措置通知書により当 該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本 部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p>3 自動車運転者の措置</p> <p>(略)</p>	<p>法文に合わせた表記に修正</p>																
135	<p>(2) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止 される交通規制が行われた場合、<u>通行禁止区域（交通の規制が行 われている区域又は道路の区間をいう。）</u>内の一般車両の運転者は 、次の措置をとらなければならない。</p> <p>ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>(ア) <u>道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道 路の区間以外の場所</u></p> <p>(イ) <u>区域を指定して交通の規制が行われた</u>ときは、道路以外の場 所</p>	<p>(2) 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止 される交通規制が行われた場合、<u>同法第76条の2の規定により、緊 急交通路</u>内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければなら ない。</p> <p>ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。</p> <p>(ア) <u>緊急交通路に指定された区間以外の場所</u></p> <p>(イ) <u>緊急交通路の区域に指定された</u>ときは、道路以外の場所</p>																	

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考																		
	第 2 節 道路施設対策	第 2 節 道路施設対策																			
135	1 市における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保	1 市における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路 <u>等</u> の機能確保	道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正																		
	第 4 節 緊急輸送手段の確保	第 4 節 緊急輸送手段の確保																			
137	4 緊急通行車両の事前届出及び確認 (略) (2) 災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第 2 節 1(5)「緊急通行車 <u>輻</u> の <u>確保</u> 等」に定めるところによる。	4 緊急通行車両の事前届出及び確認 (略) (2) 災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、第 1 節 1(5)「緊急通行車 <u>両</u> の <u>確認</u> 等」に定めるところによる。	表記の整理																		
	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																			
139	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td> 1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)			第 3 節 帰宅困難者対策	県、市	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機 関 名</th> <th>主 な 措 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第 3 節 帰宅困難者対策</td> <td>県、市</td> <td> 1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び<u>一時滞在施設（滞在場所）</u>の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策 </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機 関 名	主 な 措 置	(略)			第 3 節 帰宅困難者対策	県、市	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
(略)																					
第 3 節 帰宅困難者対策	県、市	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策																			
区 分	機 関 名	主 な 措 置																			
(略)																					
第 3 節 帰宅困難者対策	県、市	1(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等 1(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供 1(3) その他帰宅困難者への広報 1(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策																			
	第 1 節 避難所の開設・運営	第 1 節 避難所の開設・運営																			
140	1 市における措置 (1) 避難所の開設	1 市における措置 (1) 避難所の開設	防災基本計画の修正（H30.6）に																		

地震災害対策編

頁	現行（平成30年12月修正）	修正原案（令和2年2月修正予定）	備考
	市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。	市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。 <u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u>	伴う修正
	第3節 帰宅困難者対策	第3節 帰宅困難者対策	
142	1 市及び県における措置 (1)「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び滞在場所の確保等 市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行うものとする。	1 市及び県における措置 (1)「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等 市及び県は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。 また、必要に応じて、 <u>一時滞在施設（滞在場所）</u> の確保等の支援を行うものとする。	防災基本計画の修正（H30.6）に伴う修正
	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
145	1 市町村における措置 (略) 炊き出し用として米穀を確保する手順図 図中：農林水産部食育消費流通課	1 市町村における措置 (略) 炊き出し用として米穀を確保する手順図 図中：農業水産局食育消費流通課	愛知県の組織再編に伴う修正
	第12章 環境汚染防止及び地域安全対策	第12章 環境汚染防止及び地域安全対策	
	第1節 環境汚染防止対策	第1節 環境汚染防止対策	
148	県における措置 (略) (2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導 環境汚染事故発生時には、県(環境部)が保有する各事業所の有害物質等の情報について市町村等関係機関へ情報提供するとともに	県における措置 (略) (2) 関係機関への情報の提供及び事業者への指導 環境汚染事故発生時には、県(環境局)が保有する各事業所の有害物質等の情報について市町村等関係機関へ情報提供するとともに	愛知県の組織再編に伴う修正

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	に、大気汚染防止法第 17 条第 3 項、水質汚濁防止法第 14 条の 2、ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条第 3 項、県民の生活環境の保全等に関する条例第 70 条第 2 項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。	に、大気汚染防止法第 17 条第 3 項、水質汚濁防止法第 14 条の 2、ダイオキシン類対策特別措置法第 23 条第 3 項、県民の生活環境の保全等に関する条例第 70 条第 2 項等の規定に基づき、事業者に対し汚染物質の流出、拡散防止のための適切な措置を指導する。	
	第 14 章 ライフライン施設等の応急対策	第 14 章 ライフライン施設等の応急対策	
	第 3 節 上水道施設対策	第 3 節 上水道施設対策	
157	水道事業者における措置 (略) (3) 応援・受援体制の確立 <u>施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。</u> <u>また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。</u>	水道事業者における措置 (略) (3) 応援・受援体制の確立 <u>被災した県内の水道施設を早期に復旧するため、県内水道事業者等の被災情報等を一元的に管理し、県内外からの応援活動の迅速かつ円滑な調整を図ることを目的として、「愛知県水道震災復旧支援センター」を設置し、愛知県水道震災広域応援体制を整える。</u>	対策の追加
	第 5 節 通信施設の応急措置	第 5 節 通信施設の応急措置	
158	1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 (略) (3) 応急復旧活動の実施 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。 <u>ア</u> 伝送路が被災した場合 可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。 <u>イ</u> 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。 <u>ウ</u> 電力設備が被災した場合	1 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 (略) (3) 応急復旧活動の実施 発災後の初期段階においては、動員可能な社員を中心に支店内手持ちの資機材を活用し、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、通信の孤立防止、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。具体的な応急復旧措置は、次のとおり。 <u>ア</u> <u>西日本電信電話株式会社</u> <u>(ア)</u> 伝送路が被災した場合 可搬型無線装置、応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。なお、可搬型無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的な判断により設置する。 <u>(イ)</u> 交換機が被災した場合 非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、応急復旧を図る。 <u>(ウ)</u> 電力設備が被災した場合	表記の整理

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。</p> <p>エ 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合 非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p>3 県、市及び防災関係機関における措置</p> <p>大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 訓練の実施</p> <p>各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。</p>	<p>非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。</p> <p>(エ) 一般加入電話提供の通信設備が被災した場合 非常用移動無線車、ポータブル衛星通信システムを使用し、回線の応急復旧を図る。なお、避難所等へ特設公衆電話等を設置し通信の確保を図る。</p> <p><u>イ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> <u>(7) 伝送路が被災した場合</u> <u>応急光ケーブル等を使用し、伝送路の応急復旧を図る。</u></p> <p><u>(1) 電力設備が被災した場合</u> <u>非常用移動電源車、可搬型電源装置等を使用し、応急復旧を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 県、市及び防災関係機関における措置</p> <p>大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。</p> <p><u>また、県においては携帯インフラが県内広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 訓練の実施</p> <p>各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。</p> <p><u>(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>第3次愛知県地震対策アクションプランの改訂に基づく修正</p>

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
		<p><u>ア 県（総務局）の連絡</u> <u>県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示する。</u></p> <p><u>イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害時モードへの切替え</u> <u>通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害時モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。</u></p>	
	第 4 編 災害復旧・復興	第 4 編 災害復旧・復興	
	第 2 章 公共施設等災害復旧対策	第 2 章 公共施設等災害復旧対策	
	第 1 節 公共施設災害復旧事業	第 1 節 公共施設災害復旧事業	
172	<p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 (略)</p> <p><u>4 重要物流道路（代替・補完路を含む。）の指定に伴う災害復旧事業の代行</u> <u>重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、都道府県又は市町村からの要請により国が代行して実施することができる。</u></p>	<p>道路法の改正により重要物流道路の関連記載が防災基本計画に記載されたことによる修正</p>
	第 2 節 激甚災害の指定	第 2 節 激甚災害の指定	
172	<p>1 市における措置 (略) (2) 指定後の関係調書等の提出 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、<u>県関係部局</u>に提出しなければならない。</p>	<p>1 市における措置 (略) (2) 指定後の関係調書等の提出 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、<u>県関係局</u>に提出しなければならない。</p>	<p>愛知県の組織再編に伴う修正</p>

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考																
	第 3 章 災害廃棄物処理対策	第 3 章 災害廃棄物処理対策																	
175	<p>1 市における措置 (略) (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。 <u>なお</u>、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	<p>1 市における措置 (略) (3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、<u>行い</u>、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	表記の整理																
	第 5 編 東海地震に関する事前対策	第 5 編 東海地震に関する事前対策																	
	第 4 章 発災に備えた直前対策	第 4 章 発災に備えた直前対策																	
	第 4 節 道路交通対策	第 4 節 道路交通対策																	
266	<p>1 県公安委員会における措置 (略) (2) 交通規制の内容 (略) (ア) 第 1 次 a 強化地域規制 次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限する I C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td><u>一宮線全 IC、小牧線小牧北 IC 及び小牧南 IC を除く全 IC</u></td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>全 IC</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	流入を制限する I C	(略)	(略)	名古屋高速道路	<u>一宮線全 IC、小牧線小牧北 IC 及び小牧南 IC を除く全 IC</u>	知多半島道路	全 IC	<p>1 県公安委員会における措置 (略) (2) 交通規制の内容 (略) (ア) 第 1 次 a 強化地域規制 次の各インターチェンジにおいて、一般車両に対し、流入の制限及び強化地域内の高速道路等における走行の抑制を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>流入を制限する I C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>名古屋高速道路</td> <td>全 IC</td> </tr> <tr> <td>知多半島道路</td> <td>全 IC</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	流入を制限する I C	(略)	(略)	名古屋高速道路	全 IC	知多半島道路	全 IC	他計画等との整合性のため修正
路線名	流入を制限する I C																		
(略)	(略)																		
名古屋高速道路	<u>一宮線全 IC、小牧線小牧北 IC 及び小牧南 IC を除く全 IC</u>																		
知多半島道路	全 IC																		
路線名	流入を制限する I C																		
(略)	(略)																		
名古屋高速道路	全 IC																		
知多半島道路	全 IC																		

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考																								
	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">広域交通検問所</p> <table border="1" data-bbox="235 272 1070 432"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>道路名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小牧東インター</td> <td>小牧市大字野口</td> <td>中央道（西宮線）</td> </tr> <tr> <td>名古屋西インター</td> <td>あま市七宝町</td> <td>東名阪自動車道</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 広域的な避難場所の周辺道路 避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、<u>一方通行及び</u> <u>指定方向外進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認 ア 緊急輸送車両の確認 (略) イ 緊急輸送車両の確認<u>申請</u> (略)</p>	名称	住所	道路名	(略)	(略)	(略)	小牧東インター	小牧市大字野口	中央道（西宮線）	名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">広域交通検問所</p> <table border="1" data-bbox="1124 272 1960 432"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>道路名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小牧東インター</td> <td>小牧市大字野口</td> <td>中央<u>自動車道</u>（西宮線）</td> </tr> <tr> <td>名古屋西インター</td> <td>あま市七宝町</td> <td>東名阪自動車道</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 広域的な避難場所の周辺道路 避難場所としての機能を確保するため、駐車禁止、指定方向外 進入禁止規制等の必要な交通規制を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認 ア 緊急輸送車両の確認 (略) イ 緊急輸送車両の確認<u>届出</u> (略)</p>	名称	住所	道路名	(略)	(略)	(略)	小牧東インター	小牧市大字野口	中央 <u>自動車道</u> （西宮線）	名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道	<p>表記の整理</p>
名称	住所	道路名																									
(略)	(略)	(略)																									
小牧東インター	小牧市大字野口	中央道（西宮線）																									
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道																									
名称	住所	道路名																									
(略)	(略)	(略)																									
小牧東インター	小牧市大字野口	中央 <u>自動車道</u> （西宮線）																									
名古屋西インター	あま市七宝町	東名阪自動車道																									
	第 9 節 金融対策	第 9 節 金融対策																									
278	<p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 預金取扱金融機関への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の 警戒宣言時の対応 (略) (イ) 発災後の応急措置 発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、第 4 編第 <u>1 章第 2 節 1(2)ア</u>に基づき、適時、的確な措置を講ずる。 (略)</p> <p>(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社及び少 額短期保険業者の警戒宣言時の対応 (イ) 発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置につい ては、第 4 編第 <u>1 章第 2 節 1(2)イ</u>に基づき、適時、的確な措置を</p>	<p>1 東海財務局及び日本銀行名古屋支店における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 預金取扱金融機関への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く民間金融機関の 警戒宣言時の対応 (略) (イ) 発災後の応急措置 発災後の預金取扱金融機関の応急措置については、第 4 編第 <u>5 章第 3 節 1(2)ア</u>に基づき、適時、的確な措置を講ずる。 (略)</p> <p>(2) 保険会社及び少額短期保険業者への措置 ア 強化地域内に本店及び支店等の営業所を置く保険会社及び少 額短期保険業者の警戒宣言時の対応 (イ) 発災後の保険会社及び少額短期保険業者の応急措置につい ては、第 4 編第 <u>5 章第 3 節 1(2)イ</u>に基づき、適時、的確な措置を</p>	<p>表記の修正</p>																								

地震災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	講ずる。 (略)	講ずる。 (略)	
	付録	付録	
219	別添（修正前）参照	別添（修正後）参照	国の検討結果に伴う修正

原子力災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考																
用語の定義	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="232 212 450 276">用語</th> <th data-bbox="450 212 1001 276">解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="232 276 450 320">(略)</td> <td data-bbox="450 276 1001 320">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 320 450 483">P A Z</td> <td data-bbox="450 320 1001 483">Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 5 k m。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 483 450 707">U P Z</td> <td data-bbox="450 483 1001 707">Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 3 0 k m。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	解説	(略)	(略)	P A Z	Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 5 k m。	U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 3 0 k m。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 212 1337 276">用語</th> <th data-bbox="1337 212 1888 276">解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 276 1337 320">(略)</td> <td data-bbox="1337 276 1888 320">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 320 1337 472">P A Z</td> <td data-bbox="1337 320 1888 472">Precautionary Action Zone <u>発電用原子炉施設のうち</u>予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 5 k m。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 472 1337 703">U P Z</td> <td data-bbox="1337 472 1888 703">Urgent Protective Action Planning Zone <u>発電用原子炉施設のうち</u>緊急防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 3 0 k m <u>他</u>。 <u>※第 1 編第 1 章第 5 節 3 (2) 参照</u></td> </tr> </tbody> </table>	用語	解説	(略)	(略)	P A Z	Precautionary Action Zone <u>発電用原子炉施設のうち</u> 予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 5 k m。	U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone <u>発電用原子炉施設のうち</u> 緊急防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 3 0 k m <u>他</u> 。 <u>※第 1 編第 1 章第 5 節 3 (2) 参照</u>	表記の整理
用語	解説																		
(略)	(略)																		
P A Z	Precautionary Action Zone 予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 5 k m。																		
U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone 緊急時防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 3 0 k m。																		
用語	解説																		
(略)	(略)																		
P A Z	Precautionary Action Zone <u>発電用原子炉施設のうち</u> 予防的防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 5 k m。																		
U P Z	Urgent Protective Action Planning Zone <u>発電用原子炉施設のうち</u> 緊急防護措置を準備する区域で、原子力施設から概ね半径 3 0 k m <u>他</u> 。 <u>※第 1 編第 1 章第 5 節 3 (2) 参照</u>																		
	第 1 編 総 則	第 1 編 総 則																	
	第 1 章 計画の目的・方針	第 1 章 計画の目的・方針																	
	第 1 節 計画の目的	第 1 節 計画の目的																	
1	<p>(略)</p> <p>特に、平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した<u>東日本大震災</u>を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、市内及び県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、犬山市は予防的防護措置を準備する区域（P A Z :Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径 5 k m）及び緊急時防護措置を準備する区域（U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径 3 0 k m）に含まれてはいないものの、 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>特に、平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した<u>東北地方太平洋沖地震</u>を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮すると、市内及び県内に原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、犬山市は予防的防護措置を準備する区域（P A Z :Precautionary Action Zone・原子力施設から概ね半径 5 k m）及び緊急防護措置を準備する区域（U P Z :Urgent Protective Action Planning Zone・原子力施設から概ね半径 3 0 k m）に含まれてはいないものの、 (略)</p>	表記の整理																

原子力災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考																																																																																						
2	<p>第 4 節 災害の想定</p> <table border="1" data-bbox="235 272 1066 970"> <thead> <tr> <th>原子力発電所 又は原子炉施設名</th> <th>事業者名</th> <th>所在地</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜岡原子力発電所</td> <td>中部電力株式会社</td> <td>静岡県御前崎市佐倉</td> <td>BWR：5 基^{※1}</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td rowspan="3">関西電力株式会社</td> <td>福井県三方郡美浜町丹生</td> <td>PWR：3 基^{※2}</td> </tr> <tr> <td>大飯発電所</td> <td>福井県大飯郡おおい町大島</td> <td>PWR：4 基</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所</td> <td>福井県大飯郡高浜町田ノ浦</td> <td>PWR：4 基</td> </tr> <tr> <td>敦賀発電所</td> <td>日本原子力発電株式会社</td> <td>福井県敦賀市明神町</td> <td>BWR：1 基^{※3} PWR：1 基</td> </tr> <tr> <td>高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)</td> <td rowspan="2">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構</td> <td>福井県敦賀市白木</td> <td>FBR：1 基^{※4}</td> </tr> <tr> <td>原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)</td> <td>福井県敦賀市明神町</td> <td>ATR：1 基^{※5}</td> </tr> </tbody> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要	浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市佐倉	BWR：5 基 ^{※1}	美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	PWR：3 基 ^{※2}	大飯発電所	福井県大飯郡おおい町大島	PWR：4 基	高浜発電所	福井県大飯郡高浜町田ノ浦	PWR：4 基	敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	BWR：1 基 ^{※3} PWR：1 基	高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	FBR：1 基 ^{※4}	原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)	福井県敦賀市明神町	ATR：1 基 ^{※5}	<p>第 4 節 災害の想定</p> <table border="1" data-bbox="1120 272 1973 1422"> <thead> <tr> <th>原子力発電所 又は原子炉施設名</th> <th>事業所名</th> <th>所在地</th> <th>号機</th> <th>状況</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">浜岡原子力 発電所</td> <td rowspan="5">中部電力株 式会社</td> <td rowspan="5">静岡県御 前崎市 佐倉</td> <td>1号機</td> <td>2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>定期検査中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>定期検査中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td>5号機</td> <td>定期検査中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">美浜発電所</td> <td rowspan="3">関西電力株 式会社</td> <td rowspan="3">福井県三 方郡 美浜町丹 生</td> <td>1号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大飯発電所</td> <td rowspan="4">関西電力株 式会社</td> <td rowspan="4">福井県大 飯郡 おおい町 大島</td> <td>1号機</td> <td>2018.11.22 廃止措置計画認可 申請中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>2018.11.22 廃止措置計画認可 申請中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中（118.0万 Kw）</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中（118.0万 Kw）</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td>高浜発電所</td> <td>関西電力株 式会社</td> <td>福井県高 浜町</td> <td>1号機</td> <td>定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> </tbody> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設名	事業所名	所在地	号機	状況	摘要	浜岡原子力 発電所	中部電力株 式会社	静岡県御 前崎市 佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型	2号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型	3号機	定期検査中	沸騰水型	4号機	定期検査中	沸騰水型	5号機	定期検査中	沸騰水型	美浜発電所	関西電力株 式会社	福井県三 方郡 美浜町丹 生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	2号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型	3号機	定期検査中	加圧水型	大飯発電所	関西電力株 式会社	福井県大 飯郡 おおい町 大島	1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可 申請中	加圧水型	2号機	2018.11.22 廃止措置計画認可 申請中	加圧水型	3号機	運転中（118.0万 Kw）	加圧水型	4号機	運転中（118.0万 Kw）	加圧水型	高浜発電所	関西電力株 式会社	福井県高 浜町	1号機	定期検査中	加圧水型	<p>原子炉ごとの表 記に修正</p>
原子力発電所 又は原子炉施設名	事業者名	所在地	摘要																																																																																						
浜岡原子力発電所	中部電力株式会社	静岡県御前崎市佐倉	BWR：5 基 ^{※1}																																																																																						
美浜発電所	関西電力株式会社	福井県三方郡美浜町丹生	PWR：3 基 ^{※2}																																																																																						
大飯発電所		福井県大飯郡おおい町大島	PWR：4 基																																																																																						
高浜発電所		福井県大飯郡高浜町田ノ浦	PWR：4 基																																																																																						
敦賀発電所	日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	BWR：1 基 ^{※3} PWR：1 基																																																																																						
高速増殖炉研究開発センター(もんじゅ)	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	FBR：1 基 ^{※4}																																																																																						
原子炉廃止措置研究開発センター(ふげん)		福井県敦賀市明神町	ATR：1 基 ^{※5}																																																																																						
原子力発電所 又は原子炉施設名	事業所名	所在地	号機	状況	摘要																																																																																				
浜岡原子力 発電所	中部電力株 式会社	静岡県御 前崎市 佐倉	1号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型																																																																																				
			2号機	2009.11.18 廃止措置計画認 可・廃止措置中	沸騰水型																																																																																				
			3号機	定期検査中	沸騰水型																																																																																				
			4号機	定期検査中	沸騰水型																																																																																				
			5号機	定期検査中	沸騰水型																																																																																				
美浜発電所	関西電力株 式会社	福井県三 方郡 美浜町丹 生	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																				
			2号機	2017.4.19 廃止措置計画認 可・廃止措置中	加圧水型																																																																																				
			3号機	定期検査中	加圧水型																																																																																				
大飯発電所	関西電力株 式会社	福井県大 飯郡 おおい町 大島	1号機	2018.11.22 廃止措置計画認可 申請中	加圧水型																																																																																				
			2号機	2018.11.22 廃止措置計画認可 申請中	加圧水型																																																																																				
			3号機	運転中（118.0万 Kw）	加圧水型																																																																																				
			4号機	運転中（118.0万 Kw）	加圧水型																																																																																				
高浜発電所	関西電力株 式会社	福井県高 浜町	1号機	定期検査中	加圧水型																																																																																				

原子力災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考																																													
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">福井県大飯郡高浜町田ノ浦</td> <td>2号機</td> <td>定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3号機</td> <td>運転中（87.0万Kw）</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4号機</td> <td>運転中（87.0万Kw）</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">敦賀発電所 日本原子力発電株式会社</td> <td>福井県敦賀市明神町</td> <td>1号機</td> <td>2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>沸騰水型</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2号機</td> <td>定期検査中</td> <td>加圧水型</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>高速増殖原型炉 もんじゅ</td> <td>国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構</td> <td>福井県敦賀市白木</td> <td>=</td> <td>2018.3.28 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>高速増殖炉</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>新型転換炉 ふげん</td> <td>日本原子力研究開発機構</td> <td>福井県敦賀市明神町</td> <td>=</td> <td>2008.2.12 廃止措置計画認可・廃止措置中</td> <td>新型転換炉</td> </tr> </table>			福井県大飯郡高浜町田ノ浦	2号機	定期検査中	加圧水型			3号機	運転中（87.0万Kw）	加圧水型			4号機	運転中（87.0万Kw）	加圧水型			敦賀発電所 日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型				2号機	定期検査中	加圧水型			高速増殖原型炉 もんじゅ	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	=	2018.3.28 廃止措置計画認可・廃止措置中	高速増殖炉			新型転換炉 ふげん	日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市明神町	=	2008.2.12 廃止措置計画認可・廃止措置中	新型転換炉	
		福井県大飯郡高浜町田ノ浦	2号機	定期検査中		加圧水型																																										
			3号機	運転中（87.0万Kw）		加圧水型																																										
			4号機	運転中（87.0万Kw）	加圧水型																																											
		敦賀発電所 日本原子力発電株式会社	福井県敦賀市明神町	1号機	2017.4.19 廃止措置計画認可・廃止措置中	沸騰水型																																										
				2号機	定期検査中	加圧水型																																										
		高速増殖原型炉 もんじゅ	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市白木	=	2018.3.28 廃止措置計画認可・廃止措置中	高速増殖炉																																									
		新型転換炉 ふげん	日本原子力研究開発機構	福井県敦賀市明神町	=	2008.2.12 廃止措置計画認可・廃止措置中	新型転換炉																																									
	第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準																																														
4	<p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） （略）</p> <p>具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（表2）<u>及び下記</u>を踏まえ、<u>原子力事業者が行う。</u></p> <p>原子力事業者は、<u>下記</u>を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。</p> <p>（略）</p> <p>2 運用上の介入レベル（OIL） （略）</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。</p>	<p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL） （略）</p> <p>具体的なEALの設定については、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示すEALの枠組み（表2）を踏まえ、原子力事業者は、<u>上記</u>を踏まえたEALの設定を行い、その内容を原子力事業者防災業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。</p> <p>（略）</p> <p>2 運用上の介入レベル（OIL） （略）</p> <p>放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、<u>地表面からの放射線等による</u>被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。</p>	<p>表記の整理</p> <p>原子力災害対策指針に基づく表記の追加</p>																																													

原子力災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
	<p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 原子力災害対策重点区域</p> <p><u>(1) 原子力災害対策重点区域の設定</u></p> <p><u>原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。</u></p> <p><u>原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。</u></p> <p><u>(2) 原子力災害対策重点区域の範囲</u></p> <p><u>原子力災害対策重点区域は、各原子力施設に内在する危険性及び事故発生時の潜在的な影響の度合いを考慮しつつ原子力施設ごとに設定することを基本とする。原子力施設の種類に応じて原子力災害対策重点区域の範囲の目安を以下のとおり定める。</u></p> <p><u>なお、同一の原子力事業所内に設置される全ての原子力施設の原子力災害対策重点区域の範囲の目安が同一である場合には、当該原子力事業所ごとに原子力災害対策重点区域を定めることができる。</u></p> <p><u>ア 発電用原子炉施設</u></p> <p><u>発電用原子炉施設の原子力災害対策重点区域は、国際基準や東京電</u></p>	

原子力災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
		<p><u>力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて、以下のとおり定める。</u></p> <p><u>（ア）予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）</u></p> <p><u>PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EALに応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るPAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径5km」を目安とする。</u></p> <p><u>なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある</u></p> <p><u>（イ）緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）</u></p> <p><u>UPZとは、確率的影響のリスクを低減するため、EAL、OILに基づき、緊急防護措置を準備する区域である。発電用原子炉施設に係るUPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設からおおむね半径30km」を目安とする。</u></p> <p><u>なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。</u></p> <p><u>ただし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号、以下「炉規法」という。）第43条の</u></p>	

原子力災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考						
		<p><u>3の3 4 第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設※については、原子力災害対策重点区域の範囲は原子力施設からおおむね半径5 kmを目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。</u></p> <p><u>※原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及び並びに第十四条の表へ及びの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示（平成27年原子力規制委員会告示第14号）において定められている。</u></p> <p><u>イ 試験研究用等原子炉施設</u></p> <p><u>試験研究用等原子炉施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。</u></p> <p><u>・原子力災害対策重点区域の範囲は、試験研究用等原子炉を一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力の最大値に応じ、当該試験研究用等原子炉施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 962 1953 1118"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1122 930 1877 962"><u>熱出力の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 962 1816 1038"><u>熱出力が10MWを超え、100MW以下の試験研究用等原子炉</u></td> <td data-bbox="1816 962 1953 1038"><u>5 km</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1038 1816 1118"><u>熱出力が2MWを超え、10MW以下の試験研究用等原子炉</u></td> <td data-bbox="1816 1038 1953 1118"><u>500m</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ウ 加工施設</u></p> <p><u>(ア) ウラン加工施設</u></p> <p><u>ウラン加工施設（濃縮又は再転換のみを行うものでウラン235の取扱量が0.008TBq未満のものを除く。）に係る原子力災害対策重点区域の範囲の目安は、次のとおり定めるものとし、当該原子力災害対策重点区域の全てをUPZとする。</u></p> <p><u>・原子力災害対策重点区域の範囲は、核燃料物質（質量管理、形状管</u></p>	<u>熱出力の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)</u>		<u>熱出力が10MWを超え、100MW以下の試験研究用等原子炉</u>	<u>5 km</u>	<u>熱出力が2MWを超え、10MW以下の試験研究用等原子炉</u>	<u>500m</u>	
<u>熱出力の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)</u>									
<u>熱出力が10MWを超え、100MW以下の試験研究用等原子炉</u>	<u>5 km</u>								
<u>熱出力が2MWを超え、10MW以下の試験研究用等原子炉</u>	<u>500m</u>								

原子力災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考						
		<p><u>理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。）を不定形状（溶液状、粉末状、気体状）又は不定性状（物理的・化学的工工程）で継続して取り扱う運転時におけるその取扱量の最大値に応じ、当該加工施設からおおむね次の表に掲げる距離を目安とする。</u></p> <p><u>取扱量の最大値 原子力災害対策重点区域の範囲の目安(半径)</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 427 1980 660"> <tr> <td data-bbox="1122 427 1789 504"><u>ウラン 235 の取扱量が 0.08 TBq 以上の加工施設</u></td> <td data-bbox="1789 427 1980 504"><u>5 km</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 504 1789 580"><u>ウラン 235 の取扱量が 0.08 TBq 未満の加工施設</u></td> <td data-bbox="1789 504 1980 580"><u>1 km</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 580 1789 660"><u>敷地境界から 500m 以内での取扱量が 0.008 TBq 未満の加工施設</u></td> <td data-bbox="1789 580 1980 660"><u>500m</u></td> </tr> </table> <p><u>(イ) プルトニウムを取り扱う加工施設</u> <u>日本原燃株式会社再処理事業所に設置される MOX 燃料加工施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該加工施設からおおむね半径 1 km を目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てを UPZ とする。</u></p> <p><u>エ 再処理施設</u> <u>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所及び日本原燃株式会社再処理事業所に設置されている再処理施設に係る原子力災害対策重点区域の範囲は当該再処理施設からおおむね半径 5 km を目安とし、当該原子力災害対策重点区域の全てを UPZ とする。</u></p> <p><u>オ その他の原子力施設</u> <u>次に掲げる原子力施設については、原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。</u> <u>・発電用原子炉又は試験研究用等原子炉について廃止措置計画の認可を受け、かつ、全ての燃料体が当該発電用原子炉施設又は当該試験研究用等原子炉施設外に搬出されているもの若しくは当該発電用原子炉</u></p>	<u>ウラン 235 の取扱量が 0.08 TBq 以上の加工施設</u>	<u>5 km</u>	<u>ウラン 235 の取扱量が 0.08 TBq 未満の加工施設</u>	<u>1 km</u>	<u>敷地境界から 500m 以内での取扱量が 0.008 TBq 未満の加工施設</u>	<u>500m</u>	
<u>ウラン 235 の取扱量が 0.08 TBq 以上の加工施設</u>	<u>5 km</u>								
<u>ウラン 235 の取扱量が 0.08 TBq 未満の加工施設</u>	<u>1 km</u>								
<u>敷地境界から 500m 以内での取扱量が 0.008 TBq 未満の加工施設</u>	<u>500m</u>								

原子力災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
		<p><u>施設又は当該試験研究用等原子炉施設内にある全ての燃料体が乾式キャスクにより貯蔵されているもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>熱出力（一定の熱出力で継続して運転する場合におけるその熱出力）の最大値が 2MW 以下の試験研究用等原子炉施設</u> ・<u>濃縮又は再転換のみを行うウラン加工施設であってウラン 235 の取扱量が 0.008TBq 未満のもの</u> ・<u>使用済燃料貯蔵施設（使用済燃料を乾式キャスクのみによって貯蔵する施設に限る。）、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等</u> <p><u>（3）原子力災害対策重点区域の設定に当たっての留意点</u></p> <p><u>地方公共団体は、各地域防災計画（原子力災害対策編）を策定する際には、上記（1）及び（2）の考え方を踏まえつつ、原子力災害対策重点区域を設定する必要がある。その際、迅速かつ実効性のある防護措置が実施できる区域を設定するため、原子力災害対策重点区域内の市町村の意見を聴くとともに、上記のPAZ及びUPZの数値を一つの目安として、地勢、行政区画等の地域に固有の自然的、社会的周辺状況等及び施設の特徴を勘案して設定することが重要である。</u></p> <p><u>UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要である。</u></p> <p><u>なお、同一の原子力事業所内に複数の原子力施設が設置される場合、原子力災害の発生時に講ずべき防護措置は、異常事態が発生した施設の緊急事態区分等を踏まえたものとする必要がある。</u></p>	
	第 2 編 災害応急対策	第 2 編 災害応急対策	
	第 3 章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	第 3 章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	
	第 4 節 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示	第 4 節 市民等に対する屋内退避、避難勧告・指示	
20	<u>(追加)</u>	<p>1 複合災害が発生した場合</p> <p><u>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原</u></p>	防災基本計画の修正 (H30.6) に伴う修正

原子力災害対策編

頁	現行（平成 30 年 12 月修正）	修正原案（令和 2 年 2 月修正予定）	備考
		<p><u>子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p> <p>2 避難勧告・指示 (略)</p>	
	<p>第 4 章 市外の原子力発電所等における異常時対策</p>	<p>第 4 章 市外の原子力発電所等における異常時対策</p>	
	<p>第 4 節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</p>	<p>第 4 節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動</p>	
23	<p><u>(追加)</u></p>	<p>1 複合災害が発生した場合 <u>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正 (H30.6) に伴う修正</p>
24	<p>1 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (略)</p> <p>2 広域避難活動 (略)</p>	<p>2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (略)</p> <p>3 広域避難活動 (略)</p>	